

寒川町告示第 42 号

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、平成 31 年度予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 31 年 4 月 1 日

寒川町長 木村 俊雄

1 予防接種の種類及び対象者の範囲

寒川町に住民登録されている次の者とする。

- (1) 麻しん、風しん又は麻しん風しん混合
 - ア 第 1 期 接種時において 1 歳以上 2 歳未満の者
 - イ 第 2 期 平成 25 年 4 月 2 日から平成 26 年 4 月 1 日までの間に生まれた者
- (2) ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）
 - ア 第 1 期初回 接種時において生後 3 か月以上 7 歳 6 か月未満の者
 - イ 第 1 期追加 初回 3 回目の接種をしてから 6 箇月経過している者で、接種時において 7 歳 6 か月未満の者
 - ウ 第 2 期 11 歳以上 13 歳未満の者
- (3) 日本脳炎
 - ア 第 1 期初回 生後 6 か月以上 7 歳 6 か月未満の者
 - イ 第 1 期追加 初回 2 回目の接種をしてから 6 箇月以上経過している者で、生後 6 か月以上 7 歳 6 か月未満の者
 - ウ 第 2 期 9 歳以上 13 歳未満の者
- (4) 結核（BCG）
 - 1 歳未満の者
- (5) ヒブ（Hib）
 - 生後 2 か月以上 5 歳未満の者
- (6) 小児用肺炎球菌
 - 生後 2 か月以上 5 歳未満の者
- (7) B 型肝炎
 - 生後 2 か月以上 1 歳未満の者
- (8) 水痘
 - 生後 12 か月から 36 か月未満の者
- (9) ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）
 - 平成 15 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日までの間に生まれた女性
- (10) 高齢者肺炎球菌
 - 下表の生年月日に該当する者又は 60 歳から 64 歳（接種日現在）で心臓、腎臓又は

呼吸器に身体障害者手帳1級の障害のある者

対象者生年月日
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日
大正13年4月2日～大正14年4月1日
大正9年4月1日以前生まれ

(11) インフルエンザ

65歳以上の者又は60歳から64歳（接種日現在）で心臓、腎臓又は呼吸器に身体障害者手帳1級の障害のある者

2 予防接種を行う期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで。(11)のみ、平成31年10月1日から平成31年12月31日まで。ただし実施医療機関の休診日を除く。

3 予防接種の自己負担

高齢者肺炎球菌は4,000円、インフルエンザは1,700円とする。その他の予防接種は自己負担はなし。

4 実施医療機関

	医 院 名	住 所
1	神部医院	寒川町宮山 3035
2	木島医院	寒川町一之宮 1-24-39
3	倉見整形外科	寒川町倉見 847-1
4	五島クリニック	寒川町倉見 2197
5	寒川駅前クリニック	寒川町岡田 1-4-3
6	さむかわ富田クリニック	寒川町一之宮 1-9-2
7	寒川病院	寒川町宮山 193
8	高山産婦人科・内科	寒川町岡田 5-5-8 湘南寒川医療モール 2F
9	たけむら内科クリニック	寒川町岡田 3-9-59 ヌーベルパーク 湘南大久保 1F
10	玉井小児科	寒川町岡田 5-5-8 湘南寒川医療モール 4F
11	永田外科	寒川町倉見 3793-3
12	林こどもクリニック	寒川町一之宮 1-3-36
13	原田医院	寒川町岡田 3-7-35
14	横山外科・胃腸科	寒川町田端 1159

	医 院 名	住 所
15	愛生会クリニック	茅ヶ崎市東海岸北 5-10-48
16	青木クリニック	茅ヶ崎市新栄町 13-45 鴨志田ビル 5F
17	五十嵐クリニック	茅ヶ崎市幸町 22-6-202
18	井上内科クリニック	茅ヶ崎市矢畑 725-1
19	内山クリニック	茅ヶ崎市新栄町 1-4 大黒屋富田ビル 3F
20	海老原耳鼻咽喉科医院	茅ヶ崎市南湖 2-14-5
21	アリスクリニック	茅ヶ崎市南湖 2-12-47
22	おおえ内科クリニック	茅ヶ崎市松林 2-5-30
23	大木医院	茅ヶ崎市円蔵 1-24-32
24	おおさこ医院	茅ヶ崎市元町 18-1
25	緒方医院	茅ヶ崎市香川 4-4-23
26	おざさ医院	茅ヶ崎市菱沼 1-4-11
27	オーブクリニック	茅ヶ崎市円蔵 1365
28	香川クリニック	茅ヶ崎市香川 6-8-33
29	かごた整形外科クリニック	茅ヶ崎市松林 2-5-33
30	かつまた小児クリニック	茅ヶ崎市香川 1-38-18
31	加藤医院	茅ヶ崎市東海岸北 2-1-52
32	兼本内科・循環器科クリニック	茅ヶ崎市平和町 4-26
33	小杉クリニック	茅ヶ崎市浜之郷 952-95
34	五島耳鼻咽喉科医院	茅ヶ崎市東海岸北 1-1-16
35	こどもクリニック松が丘	茅ヶ崎市松が丘 2-1-19
36	近藤クリニック	茅ヶ崎市中海岸 3-8-43
37	佐久間クリニック	茅ヶ崎市南湖 2-13-31
38	笹井医院	茅ヶ崎市東海岸北 1-7-15
39	至誠堂医院	茅ヶ崎市円蔵 2427-8
40	しながわこどもクリニック	茅ヶ崎市東海岸南 5-1-22
41	下田産婦人科医院	茅ヶ崎市幸町 19-8
42	湘南あかしあクリニック	茅ヶ崎市新栄町 9-9 キョモトプラザビル 1F
43	湘南いしぐろクリニック	茅ヶ崎市元町 2-4 今井ビル 3F
44	湘南えぼし整形外科	茅ヶ崎市新栄町 7-5 エメラルドプラザ 1F
45	湘南キッズクリニック	茅ヶ崎市今宿 181-1
46	湘南さくら病院	茅ヶ崎市下寺尾 1833
47	湘南すずきクリニック	茅ヶ崎市ひばりヶ丘 7-10
48	湘南東部総合病院	茅ヶ崎市西久保 500
49	湘南みわクリニック	茅ヶ崎市本村 4-22-25
50	新家クリニック	茅ヶ崎市富士見町 11-4
51	高橋医院	茅ヶ崎市十間坂 1-2-16

	医 院 名	住 所
52	田村小児科	茅ヶ崎市幸町 6-16-201
53	茅ヶ崎クリニック	茅ヶ崎市東海岸南 1-22-1
54	茅ヶ崎こどもの森クリニック	茅ヶ崎市本村 4-22-23
55	茅ヶ崎耳鼻咽喉科クリニック	茅ヶ崎市矢畑 725-1
56	茅ヶ崎市立病院	茅ヶ崎市本村 5-15-1
57	茅ヶ崎信愛クリニック	茅ヶ崎市新栄町 5-8
58	茅ヶ崎新北陵病院	茅ヶ崎市行谷 583-1
59	茅ヶ崎セントラルクリニック	茅ヶ崎市幸町 6-1
60	茅ヶ崎中央病院	茅ヶ崎市茅ヶ崎 2-2-3
61	茅ヶ崎徳洲会病院	茅ヶ崎市幸町 14-1
62	茅ヶ崎はまかぜ皮膚科	茅ヶ崎市浜見平 11-1BRANCH 茅ヶ崎 2F
63	茅ヶ崎東海岸クリニック	茅ヶ崎市東海岸北 2-8-6
64	茅ヶ崎皮膚科医院	茅ヶ崎市南湖 5-14-3
65	茅ヶ崎メディカルクリニック	茅ヶ崎市幸町 5-8 2F
66	鶴が台菅原医院	茅ヶ崎市鶴が台 10-7-103
67	富山皮膚科	茅ヶ崎市香川 1-11-25
68	共恵内科クリニック	茅ヶ崎市共恵 1-11-9 アイパレス湘南 1F
69	長岡病院	茅ヶ崎市芹沢 598
70	なつ皮ふ科	茅ヶ崎市元町 16-4
71	成田クリニック	茅ヶ崎市南湖 5-1-12
72	にわ小児クリニック	茅ヶ崎市松浪 1-3-21
73	野村消化器内科	茅ヶ崎市富士見町 15-1
74	はしもと脳神経外科クリニック	茅ヶ崎市新栄町 3-2Abeasa Medical 1F
75	はまみこどもくりにつく	茅ヶ崎市浜見平 11-1BRANCH 茅ヶ崎 2F
76	浜見平診療所	茅ヶ崎市浜見平 11-1BRANCH 茅ヶ崎 1F
77	林糖尿病内科クリニック	茅ヶ崎市新栄町 3-2Abeasa Medical 2F
78	原クリニック	茅ヶ崎市高田 2-1-23
79	ひきのクリニック	茅ヶ崎市新栄町 1-1 山治ビル 2F 東
80	平野こどもクリニック	茅ヶ崎市本宿町 3-6
81	堀越医院	茅ヶ崎市共恵 2-5-52
82	前田整形外科・内科クリニック	茅ヶ崎市ひばりが丘 1 - 10
83	真下医院	茅ヶ崎市浜竹 2-6-19
84	増沢クリニック	茅ヶ崎市高田 4-7-12
85	町田胃腸科外科	茅ヶ崎市萩園 2305-27
86	松が丘内科クリニック	茅ヶ崎市松が丘 2-8-20
87	みうらレディースクリニック	茅ヶ崎市東海岸南 4-11-41
88	三上医院	茅ヶ崎市浜竹 3-1-23

	医 院 名	住 所
89	水沼医院	茅ヶ崎市高田 5-5-10
90	みよし内科クリニック	茅ヶ崎市東海岸北 3-4-36
91	三輪内科クリニック	茅ヶ崎市松風台 24-15
92	守屋おとなこどもクリニック	茅ヶ崎市東海岸北 3-10-14
93	山岡クリニック	茅ヶ崎市元町 6-5
94	やまもと内科クリニック	茅ヶ崎市みずき 2-8-1
95	ライフクリニック	茅ヶ崎市幸町 3-32 ブレイビル 2F
96	和田内科医院	茅ヶ崎市高田 5-1-19

5 予防接種の注意事項

予防接種を受けることが適当でない者は次のとおりとする。

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められる者
- (2) 明らかな発熱を呈している者（明らかな発熱とは通常 37.5℃以上を指す。）
- (3) 重篤な急性疾患に罹っていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (6) 結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (7) B型肝炎に係る予防接種の対象者にあつては、HBs抗原陽性の者の体内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗HBs人免疫グロブリンの投与にあわせて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことがある者
- (8) 肺炎球菌感染症（高齢者が罹るものに限る）に係る予防接種の対象者にあつては、当該疾病に係る予防接種法第5条第1項の規定による予防接種を受けたことがある者
- (9) (2)～(8)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態であると医師が認めた者